

○岐阜大学寄附金受入細則

(令和2年5月15日岐大細則第72号)

改正 令和3年6月23日岐大細則第8号

(趣旨)

第1条 この細則は、東海国立大学機構寄附金受入規程（令和2年度機構規程第85号。以下「規程」という。）第5条及び第9条に規定する岐阜大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れその他寄附金の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、規程の定めるところによる。

(申請)

第3条 規程第5条の規定に基づく寄附申込書は、別紙様式第1号のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、規程第11条の規定により、寄附者からの申込様式に代えることができるものとする

3 規程第5条に規定する本学の受入決定権者は、学術研究・産学官連携推進本部長（以下「本部長」という。）とする。ただし、医学部、医学系研究科及び医学部附属病院（以下「医学部等」という。）にあつては、医学部等の長とする。

(受入れの決定)

第4条 寄附金を受け入れようとするときは、本部長にあつては学術研究・産学官連携推進本部運営会議、医学部等の長にあつては医学部等の教授会等の審議を経て、受入れの可否を決定するものとする。この場合において、本部長は、審議の結果を部局長に通知するものとする。

2 受け入れようとする寄附金が本学における寄附講座及び寄附研究部門の設置に係る経費で、別に定める東海国立大学機構寄附講座・寄附研究部門規程（令和2年度機構規程第86号）第6条の規定に基づく設置の決定があつたときは、当該寄附金の受入れの決定があつたものとする。

(寄附金の使途変更等)

第5条 部局長（医学部等の長を除く。）は、規程第9条に規定する寄附金の使途を変更し、又は他の国立大学法人等へ移動の必要が生じたときは、別紙様式第2号の申請書を本部長に提出するものとする。

2 本部長又は医学部等の長は、前項に規定する寄附金の使途変更等に関し機構長の承認を得るものとする。この場合において、本部長は、寄附金使途変更等承認通知書を当該部局長に送付するものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は，令和 2 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 国立大学法人岐阜大学寄附金受入規程（岐阜大学規則第 114 号）は，廃止する。

附 則(令和 3 年 6 月 23 日岐大細則第 8 号)

この細則は，令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

国立大学法人東海国立大学機構 機構長 殿

寄 附 者
住 所 〒

氏 名

下記のとおり、寄附金として寄附します。

記

寄附金額	金 円		
寄附目的 (該当するものの左側に○をしてください。)	学術研究助成	部局名 研究担当者氏名又は 学科・講座名など	
		研究課題名 (ある場合)	
	学生（教育）支援		
	大学（部局）支援		
	その他（右に具体的に記入ください。)		
備 考			

注)

1. 備考欄には、条件（簡単な研究報告が必要など）、分割納付の必要などがあれば記入してください。
2. 研究助成金の場合、決定通知等を添付ください。

納入依頼書 送付先情報 (企業、団体 などの場合)	送付先住所：
	担当部署：
	担当者名：
	電話番号・E-mail：

別紙様式第2号（第5条関係）

寄附金使途変更等申請書

年 月 日

国立大学法人東海国立大学機構 機構長 殿

岐阜大学 部局の長名

下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 寄附金の名称及び寄附受入月日
- 2 寄附金額及び現在額
- 3 主たる寄附金対象部局
- 4 寄附金の目的及び条件

寄附の目的及び条件	変更前	変更後
目的		
条件		
変更理由		

- 5 その他（移動の理由）
-

寄附金使途変更等承認通知書

年 月 日

上記の寄附金使途変更又は移動の申請について承認する。

岐阜大学 部局の長 殿

国立大学法人東海国立大学機構 機構長